

平成 24 年 3 月 30 日

府中市長 伊藤 吉和 様

地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会
委 員 長 池 田 純

意見書

地方独立行政法人府中市病院機構に係る業務方法書（案）、中期計画（案）及び役員報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項、同第 26 条第 3 項及び同第 56 条第 1 項において準用する第 49 条第 2 項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 22 条第 1 項に基づく業務方法書については、別添のとおりとすることが適当である。

法第 26 条第 1 項に基づく中期計画については、別添のとおりとすることが適当である。

法第 56 条第 1 項において準用する第 48 条第 2 項の規定に基づく役員報酬等の支給基準については、意見の申出はない。

以上